

## 平成30年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

### ○議事日程〔第4号〕

平成30年12月20日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

#### 日程第1 第58号議案

（委員長報告・修正案の説明・委員長報告及び修正案に対する質疑・討論・表決）

#### 日程第2 第53号議案から第57号議案まで、及び第59号議案から第61号議案まで

（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）

#### 日程第3 議案第3号

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

#### 日程第4 意見書案第5号

#### 日程第5 議員派遣の件について

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（18名）

- |      |     |     |
|------|-----|-----|
| 1 番  | 安 達 | かずみ |
| 2 番  | 中 尾 | 勉   |
| 3 番  | 黒 田 | 健 一 |
| 4 番  | 甲 斐 | 明 美 |
| 5 番  | 井ノ口 | 憲 治 |
| 6 番  | 阿 部 | 輝 之 |
| 7 番  | 土 谷 | 信 也 |
| 8 番  | 近 藤 | 紀 男 |
| 9 番  | 成 重 | 博 文 |
| 10 番 | 安 達 | 隆   |
| 11 番 | 松 本 | 博 彰 |
| 12 番 | 河 野 | 徳 久 |
| 13 番 | 安 東 | 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 | 安 行 |
| 15 番 | 河 野 | 正 春 |
| 16 番 | 山 本 | 博 文 |
| 17 番 | 菅   | 健 雄 |
| 18 番 | 大 石 | 忠 昭 |

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 安 田 祐 一

総括主幹兼庶務係長

黒 田 祐 子

主幹兼議事係長

板 井 保 明

主任主査

小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫

副 市 長 堤 隆

市参事兼総務課長 佐藤 之 則

財 政 課 長 飯 沼 憲 一

企 画 情 報 課 長 丸山野 幸 政

地域活力創造課長 川 口 達 也

税 務 課 長 土 谷 恒 男

市 民 課 長 近 藤 幸 一

保 険 年 金 課 長 大久保 正 人

社 会 福 祉 課 長 植 田 克 己

子育て支援課長 水 江 和 徳

健 康 推 進 課 長 清 水 栄 二

人権・同和対策課長 田 染 定 利

環 境 課 長 後 藤 史 明

商 工 観 光 課 長 河 野 真 一

農業ブランド推進課長 藤 原 博 文

市参事兼耕地林業課長 都 甲 賢 治

建 設 課 長 永 松 史 年

上 下 水 道 課 長 早 尻 真 一

会計管理者兼会計課長 尾 形 稔

農業委員会事務局長 佐々木 真 治

選挙管理委員会・監査委員事務局長

藤 重 深 雪

地域総務二課長兼水産・地域産業課長

大 力 雅 昭

消 防 長 宗 高 徳

総務課 課長補佐兼総務法規係長

小 野 政 文

総務課 課長補佐兼秘書係長

都 甲 さおり

### 教育委員会

教 育 長 河 野 潔

教育総務課長兼地域総務一課長

安 藤 隆 治

学 校 教 育 課 長 小 川 匡

文 化 財 室 長 板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございま

12月20日

す。これより本日の会議を開きます。

**○議長（安達 隆君）** 日程第1、第58号議案を議題といたします。

これより、第58号議案について、委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

**○総務委員長（中尾 勉君）** 去る12月14日、総務委員会を開催し、本会議から付託されました第58号議案の審査結果を報告いたします。

第58号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてですが、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、一般職職員の給与並びに常勤特別職、市議会議員の期末手当を改定するものです。

審査の中で委員より、常勤特別職や議員の期末手当を引き上げる法的根拠があるのかや給与改定による影響額について質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第58号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、第58号議案の審査結果の報告を終わります。

**○議長（安達 隆君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

本件に対しましては、大石忠昭議員ほか1名から修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

18番、大石忠昭君。

**○18番（大石忠昭君）** 皆さん、おはようございます。提出者を代表いたしまして、私から第58号議案豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正に対する修正案のご説明を申し上げます。

市長が提案しております第58号議案豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、一般職職員の給与並びに常勤特別職、市議会議員の期末手当を改正するための議案であります。

1つは、一般職職員の給与月額引き上げ、扶養手当の加算、勤勉手当の引き上げです。

もう一つは、特別職の期末手当の引き上げです。具体的には、市長は4万5,643円引き上げ、年間305万8,114円、副市長は3万6,627円引き上げ、年間245万4,042円に、教育長は3万2,119円引き上げ、年間215万2,006円に改定するもの。

3つ目は、議員の期末手当の引き上げです。議長

は2万3,000円引き上げ、年間154万1,000円に、副議長は2万700円引き上げ、年間138万6,900円に、議員は1万9,550円引き上げ、年間130万9,850円に改定するものです。

市長が提案している職員の給与や勤勉手当等の引き上げについては市長の提案に賛成するものであります。しかし、市長等特別職、議長や議員の期末手当の引き上げは、市民の理解、同意を得ることができないと思います。よって、市長が提案している第58号議案の原案には同意できませんので、次のように修正するものです。

その具体的内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の引き上げの条項の削除、議長、副議長、議員の期末手当の引き上げの条項を削除する修正です。要約しますと、修正内容は職員の給与や扶養手当の加算、勤勉手当の引き上げだけの改定にして、市三役と議員の期末手当は据え置くためであります。

修正の理由を簡単に申し上げますと、1つは、特別職の期末手当や市議会議員の期末手当については、これは人事院の勧告及び県の人事委員会の勧告等を勘案をして、改定すべき根拠は、法的根拠が全くないことです。

もう一つは、市民の困難が続いておりまして、社会保障費の改悪で負担増が相次いでおりますし、今の市民生活の実態を考慮すれば、今回、三役や市議会議員の期末手当の引き上げについては、市民の同意を得ることができませんので修正をするものであります。

議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただきまして、修正案にご協賛いただきますよう私からもお願い申し上げます。

**○議長（安達 隆君）** 以上で、提出者の説明を終わります。

これより、ただいまの委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安達 隆君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告はありませんでした。討論はありませんか。

12番、河野徳久君。

**○12番（河野徳久君）** 12番、豊翔会の河野徳久です。

ただいま第58号議案豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する修正案が出さ

れました。私は、この修正案に対して反対をする立場で討論をいたしたいと思います。

と申しますのは、私ども議会の代表者が集まって、議長より先般、豊後高田市特別職報酬審議会からの答申を受け、私たちの政務調査費が10万円増額し、20万円となります。

また、その時に市長ほか三役の平成27年4月1日から始まった当分の間として、給与の2%減額についても諮問されております。この中で答申委員会はこの2%はももとに戻したほうがいいであろう、議員も18人から16人に減員され、政務調査費を上げてあげたほうが、より市民のための活動ができるんじゃないだろうかという答申をいただき、議長から説明がありました。これについて、代表者の皆さんにどうしますかというお伺いがあり、私どもは、やはり市民のために議会として活躍する皆さんのためになろうという思いで、この案についてお願いしますとは言わないけど、答申どおりにいったらどうでしょうかという結論になり、執行部はこの第58号議案で三役の2%をもとに戻す、議員の政務調査費を10万円から20万円にするという議案も、この第58号議案の中に入っておるわけであります。

先程修正案を出されました議員の説明では、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、改正すべき法的根拠がないこと及び市民生活の実態を考慮すれば。しかしながら、この12月議会には、先程申しましたように20年間開かれていない報酬審議会が開かれて、執行部三役、そして私たち議会議員の政務調査費を上げてあげようという判断をいただいたわけであります。この時期において、パフォーマンス的に出されて、来年は選挙もあります。どうか皆さん、私のこの修正案に対してご賛同いただき、この修正案を否決いただきますようお願いしまして、私からの反対討論を終わります。

○議長(安達 隆君) ほかに討論はありませんか。

18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 議事進行について発言を求めたいと思います。いいですか。

○議長(安達 隆君) どうぞ。

○18番(大石忠昭君) 今、河野徳久議員から修正案に対する反対討論がありました。これは議員の皆さんでしたらどなたでも賛成討論も反対する討論をすることができます。討論したことを問題にしているわけではありません。討論の中に大変な誤解がありますし、これは正確でないので、訂正させていただきます。

たいと思います。

今の答弁を聞いておりましたら、報酬審議会で審議をされて云々とありました。その中の議員の政務活動費のことなんですけども、政務調査費と言いましたけど、そのことを問題にしとるんじゃないんです。それが10万円から20万円になった云々とありました。これは、第58号議案に含まれておりますというようにあったんですが、ここが間違いだと思いません。皆さんにお配りしておりますように、議案は第57号と第58号があります。そのことは第57号議案のことなんです。もちろん私は第57号議案については、今の修正案の中では一言も触れておりません。だから、それは間違いではないか。パフォーマンス的では全くありませんので、そういうことばもどうかと思いますけども、それは言論の自由ですから、そのことを訂正しろなどと言っておりませんけれども、第57号と第58号、これは別々な議案なのに何か混同しているようですので、間違いですからね。それこそ市民に誤解を与えますので、訂正をさせてもらいたい、訂正を議長の責任で求めていると思います。

以上です。

○議長(安達 隆君) 12番、河野徳久君。

○12番(河野徳久君) 議事進行、よろしいでしょうか。

今、大石議員から指摘を受けました。私もきょう議会運営委員会が開かれ、修正案が出るということを知ったわけでございます。詳細を確認しなかった私が間違っていることについては、謙虚におわびを申し上げたいと思っております。しかし、今、私も討論から帰って、今大石議員から指摘を受けたわけであります。確認するにも時間が必要ですので、もし事務局なり議長なりが確認して、私が間違いだったということを宣告いただいた後に私はおわびを申し上げたいと思っております。

○議長(安達 隆君) しばらく休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時16分 再開

○議長(安達 隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、河野徳久君。

○12番(河野徳久君) ただいまの議長の取り計らいで、休憩中に私の間違いが指摘されました。私といたしましては、先程申しましたように、けさ、急遽、修正案が出され、ここに採決表というものがある

12月20日

ります。この中に私の申しました第58号と第57号議案の問題がありますので、はっきり私も認めます。第58号議案と言った第57号議案に含まれた件について、その57、58を取り消していただきたいと思いません。よろしくお願ひいたします。

○議長（安達 隆君） ほかに討論ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第58号議案についての採決に入ります。

採決の順序について、あらかじめ申し上げます。

まず初めに、修正案について採決をします。次に、市長が提案した原案について採決を行います。

それでは最初に、大石忠昭君ほか1名から提出された修正案について起立により採決いたします。議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。大石忠昭君ほか1名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立少数であります。よって、大石忠昭君ほか1名から提出された修正案については、否決されました。

次に、市長が提案した原案について起立により採決いたします。市長が提案した原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（安達 隆君） 日程第2、第53号議案から第57号議案まで及び第59号議案から第61号議案までを一括議題といたします。

これより、委員長長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 去る12月14日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第53号議案、平成30年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金などで財源措置されており、補正額は、12億2,303万5,000円の増額で、補正後の予算総額は、162億8,359万8,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、前年度決

算剰余金の法定積立及びふるさと応援寄附金の増額分の積み立てを行う経費やケーブルネットワーク事業特別会計の繰上償還に伴い、繰上金を増額する経費等が計上されています。

一般会計全体では、人事院勧告等に準じた給与改定、人事異動等による調整等に伴う人件費が計上されています。

次に、地方債の補正については、昭和の町新拠点設備整備事業及び現年発生公共土木施設災害復旧事業の限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、繰上償還の今後の活用についてやふるさと納税の今後の取り組みについて、職員の給与改定による影響額について質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第53号議案のうち、本委員会に付託された部分については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第55号議案、平成30年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第2号）ですが、地方債の繰上償還を行うための償還金が計上されています。

審査の結果、第55号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第57号議案、豊後高田市常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び豊後高田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてですが、豊後高田市特別職報酬等審議会の答申に基づき、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、政務活動費の支給方法についてなど質疑がありました。

審査の結果、第57号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第59号議案、豊後高田市火災予防条例の一部改正についてですが、違反防火対象物に係る公表制度を実施することにより、防火対象物の利用者がその安全性を判断することができるようにするため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第59号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 社会文教委員長、安達かず

み君。

○社会文教委員長(安達かずみ君) 去る12月17日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第53号議案、平成30年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、平成29年度事業における精算償還金が計上されています。

民生費では、法改正に伴い、国民年金システムの改修を行う経費が計上されています。

教育費では、生活保護基準の改定に伴い、来年度入学準備金にかかる就学援助費を増額する経費が計上されています。

次に、債務負担行為補正については、小・中学校ICT環境整備事業の端末購入費を追加しています。

審査の中で委員より、タブレットを導入することによる事業効果について質疑がありました。

審査の結果、第53号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第60号議案、豊後高田市奨学資金条例の一部改正については、奨学資金のうち、贈与の資金を希望する志願者については、連帯保証人を不要とすることで、申請手続における志願者の負担を軽減できるよう改正するものです。

審査の結果、第60号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第61号議案、豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し、人権を擁護する条例の一部改正については、部落差別の解消の推進に関する法律その他の差別の解消を目的とした法令が施行されるなか、本市においても法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、部落解放同盟からの要請等について、いつ、どのようにされたのかや条例の改正時期について質疑や意見がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第61号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

ます。

○議長(安達 隆君) 産業建設委員長、阿部輝之君。

○産業建設委員長(阿部輝之君) 去る12月18日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第53号議案、平成30年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農林水産業費では、乳牛の飼養頭数の減少を食い止め、必要な乳生産量を確保するため、増頭実績に対し助成を行う経費が計上されています。

商工費では、大分銀行跡地の新拠点施設整備に係る事業計画の変更に伴い、設計費を増額する経費が計上されています。

災害復旧費では、台風24号により被害を受けた道路6件及び河川1件の災害復旧工事を行う経費が計上されています。

審査の中で委員より、大分銀行跡地の設計費の増額理由についてや今年の災害査定率について質疑がありました。

審査の結果、第53号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第54号議案、平成30年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてですが、公営企業会計システム導入業務委託料について債務負担行為を設定するものです。

審査の結果、第54号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第56号議案、平成30年度豊後高田市水道事業会計補正予算(第2号)については、窓口等関連業務委託料について債務負担行為を設定するものです。

審査の結果、第56号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(安達 隆君) 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。私は、産業建設委員長にお尋ねしたいと思います。

第53号議案、一般会計の補正予算議案の中での乳牛の助成の問題についてであります。県内の乳牛の飼育頭数が年々減少していることから、県の事業でこれを増殖をしてもらおうということで、頭数がふえればふえだけの助成しようという制度が今年度からできておるんですけども、私がお尋ねしたいのは、この豊後高田においても非常に大事な問題ですが、今年度からできたこの事業の助成額をもう少しふやせというような意見は出なかったか。例えばシイタケの駒打ちなどについては、県の事業プラス、佐々木市長にかわりまして市独自でこれだけやるというような新しい助成事業ができておるんですけども、乳牛をふやすということも非常に大事なんですが、そういうふうな今の県の要綱の枠以上にもっとふやせとか、市独自が上乘せをするとかいう意見が出なかったのか。

また、今年度限りではなくて、来年度からも引き続き、実績を上げるためにこの事業を続けてもらいたいと思うんですけども、そういうような意見が出されて慎重審議されたかどうかをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、阿部輝之君。

○産業建設委員長（阿部輝之君） 大石議員の質疑にお答えいたします。

委員会では、委員からの質疑はありませんでした。委員長報告のとおりでございます。

○18番（大石忠昭君） 議長、再質疑ありません。

○議長（安達 隆君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

私は日本共産党豊後高田市議団を代表いたしまして、第53号議案に反対討論をいたします。通告はしておりませんが、先程いろいろありましたので、第57号議案に賛成討論を行いたいと思います。

まず、第53号議案は、平成30年度の一般会計の補

正予算でありまして、補正額は約12億2,300万円を増額するものであります。そのうち大きな額は、公債費の元利償還約8億7,000万円です。これは、ため込んでおります基金を取り壊して市では大きな借金をしておりますけれども、利息の高い銀行の借金の元金を繰り上げ償還をするというものであります。

この一般会計とは別にケーブルネットワークの特別会計と繰り上げ償還を合わせますと、総額で1億1,938万円、約2億の利息を軽減することになります。これは、佐々木市長が勇断を下したことであり評価をするものであります。2億分だけは、市民の暮らしを守るためにこの財源が活用できるものであります。

さらに市内の全小中学校にタブレット端末を設置をするための約3,500万円の予算、債務負担行為として提案されております。さらには、就学援助の1年生、小学校1年生、中学校1年生の入学準備金を新年度から大幅に引き上げる。そして2月の早い時期に支給するという予算が今回提案されましたが、こういう市民の要求に基づく予算は、当然賛成であります。

しかしながら、今回の補正予算の中には、市長等三役及び市会議員の期末手当の引き上げが含まれておりますので、先程共産党市議団としましては、この部分については市民の同意を得られないということで修正案を提案されました。パフォーマンスではないかというような意見を出されておりますけれども、残念ながらこの修正案は否決をされてしまいました。しかし、私どもの修正案は、決して市会議員選挙を前にした、誰かが言うようなパフォーマンスではありません。もともと人事院勧告や県の人事委員会勧告は、職員がこれを参考にしてやるものであって、市長など三役、市会議員については、これは、これが人事院勧告がこういう勧告をしたから、市長などあるいは市会議員なども準じてこれを引き上げるというのは、法律的根拠が全くないんです。しかも、市民の生活実態見ましても、やっぱり厳しいものがありますし、今私どもは市民アンケートを実施をいたしましたけれども、たくさんの皆さんからご回答いただきご協力いただきました。その中でも議員に対する意見としては、議員の活動が余りにも見えないという、72%もおるんです。議員、もっとしっかりやれという声があります。

そういう状況を見ましたら、私は今すぐ報酬を下げると言っておりません。この今回の法的根拠のな

い、職員が勤勉手当上げたから、議員あるいは市長も期末手当を引き上げるという法的根拠がないんですから、これ引き上げるなど、今までどおりでも私たちは生活できないことはありません、活動できないことありませんので、この分については修正をしよう。

それから、報酬審議会の答申のことも触れられましたけれども、これは市長など三役が2%をみずから削減をしているんですね。これは報酬審議会として市長のほうから、これをもとに戻してくれという諮問をしたんじゃないで、これは白紙諮問なので、これに対してこれはもとに戻すという答申があったようです。そのことについても削除しようなどと私は言っていない。いわゆる市三役については、この期末手当の分をこれを増額する分を削除するということですね。ところが、今議論しておりますこの予算については、それが含まれておりますので反対するものであります。

なお、第57号議案、これ条例が長いから読み上げませんけれども、一言でいうならば、政務調査費ではないんです。政務活動費のことなんですけども、これ法律が変わりました。昔は、市独自では市政務調査費でしたけど、今は活動費に変わりました。全国どこの市町村でもこれは条例を制定すれば支給できるようになっています。

大分県調べましたけども、もう10年といいません、20年前から、大分市では月額10万円、年額120万円、別府では月額7万円、年額84万円が支給されております。まだ大分県でも支給されていない市もあります。

私はこの第57号議案は、今回、市長のほうから報酬審議会に諮問しておりますが、市長のほうから5万円引き上げるとか、あるいは20万円引き上げようというような諮問をしたんじゃないで、これも白紙委任なんですね。市会議員の報酬についても白紙委任で審議をしてもらっていますが、答申書を読ませてもらいましたけれども、市会議員については、今、月額34万円ですけども、これは今の状況から見たら引き上げることはない、引き下げることもない、このまま据え置きでいけど。定数が16人に減るようになり、来年度からは議員の活動範囲が広がると、一人一人の活動量がふえてくるので、政務活動費については、他市に比べてみても適当ではない。10万円引き上げることは適当だろうという答申なんですね。それに対して意見が述べられてお

ります。それは、それだけ16人に議員が減少されるけれども、それぞれ16人の議員がもっともっと市民の負託に応じて、議員の姿が見えるようにもっと頑張れと。頑張るためには活動費が要るから、10万円ではなくて20万円に引き上げるという、一言でいうならそういう答申なんですね。

私ども日本共産党としても検討しましたが、この分につきましては、私どもが2月に市会議員選挙がありまして、再選されてこの場に立てるかどうかというのは全くわかりませんが、どなたが当選をしましても、やはりその20万円については答申を受け入れるべきだと、日本共産党は考えております。

ただし、私どもは市民アンケートの活動とか議会報告の活動、みんなの高田の発行の一部に使っておりますけれども、もっともっと市民が納得できるような形で、20万円に引き上がっても、本当に市民の負託に応える活動をやっぱり活性化していく。市民に役立つ活動をもっと大いにやるということに使ってもらったらなど意見を述べまして、これは来年度のことですけども、この第57号議案に賛成討論いたしましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 4番、日本共産党の甲斐明美です。第61号議案豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権を擁護する条例の一部改正について、日本共産党市議団を代表して、反対討論をいたします。

第4条の相談体制の充実について、これについて予算をつけることはない課長がはっきり言われましたので、その点はよいと思いますが、しかし、反対の理由は3つあります。

1つは、社会文教委員会に付託された議案説明の中でただしたことですが、市は、部落解放同盟大分県連合会より、平成28年の12月に部落差別解消推進法が成立した後、これをもとにした条例の改正を求められており、さらに部落解放同盟大分県連合会より要請され、文書でなく口頭で協議の上、人権同和对策課で作成したものということ。

2つは、第1条では、現行の及び同和对策審議会の精神にのっとりから改正案では、及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念に

12月20日

のつとりとあるが、本市では、差別事象がないにもかかわらず、この法律だけ成立年と法律第何号まで書き込み、部落差別のを中心置き過ぎています。

3つは、第5条にある実態調査については、改正案では、市が実態調査を行うものとありますが、部落差別解消推進法では、国は地方公共団体の協力を得て部落差別の実態に係る調査を行うものとなっています。

部落差別の実態調査の主題は、国です。この議案は、あらゆる差別をなくし、人権を擁護する条例の一部改正です。障がい者、外国人への差別についても、どちらも平成28年に施行となったものです。この人権三法について、全体的に平等でなく、一民間団体の発言に偏っていると思いますので、反対を表明します。

○議長（安達 隆君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。お手元に配付してあります採決表の一括採決するものの中で、反対のありました第53号議案及び第61号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。よって、採決表の一括採決するものの中で反対のありました第53号議案及び第61号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第53号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。第53号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。よって、第53号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第61号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押

した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。第61号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。よって、第61号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長（安達 隆君） 日程第3、議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） 提案理由の説明をいたします。

議案第3号、豊後高田市議会委員会条例の一部改正についてでございますが、次回の本市議会議員の一般選挙から、議員定数が16人となることに伴い、社会文教委員会及び産業建設委員会の委員の定数を現行6人から5人へ変更するものであります。

以上、本議案について、何とぞ慎重審議のうえ、ご協賛下さいますようお願いいたします。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。本案については委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（安達 隆君） 日程第4、意見書案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 消費税増税10%引き上げ中

止を求める意見書（案）、私たちのくらしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっています。

厚労省が発表した全労働者の実質賃金は、平成29年度まで7年連続減少しています。個人消費も4年連続減少しています。

また、日銀事務局によれば全国で、35%の世帯が無貯金とのことです。くらしは苦しくなる一方です。消費税は生活のために消費する限りほとんど値段に課税されます。消費税は生活費課税です。

ところが政府は平成31年10月の消費税率10%への引き上げを発表しました。このようなくらしの状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは明らかです。

加えて税率引き上げと同時に実施を狙う軽減税率には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など、10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入されるインボイス（適格請求書）制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

今必要なことは、消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

よって、政府に対し、平成31年10月からの消費税10%への引き上げの中止を求めたいので地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。本案に

については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 1番、公明党の安達かずみです。消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書に対する反対討論をいたします。

現在から未来に向けての人口減、社会保障の増大、爆発的な増大は喫緊の最重要課題です。だからこそこの増税です。未来に負の遺産を残さないために、国民全体で未来の日本を守っていこうという国の方針ですので、多くの人が納得もしています。増税に伴う痛みを少なくするための措置もたくさん考えられています。公明党は10%増税の案が出た時から、軽減税率を訴え、それも実施されるようになってい

ます。この意見書は、国の未来より、今、目の前さえよければいいという考えだと思います。よって、私はこの意見書提出に反対いたします。

以上、議員各位のご賛同をお願いして、私の反対討論を終わります。

○議長（安達 隆君） ほかに討論ありませんか。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。今、反対討論がありましたので、私からも賛成討論をしたいと思えます。

提案者の甲斐明美議員から詳しい提案の理由が述べられましたので、重複することは避けませんが、一言でいうならば、消費税の制度が導入されてちょうど30年たちましたけれども、振り返ってみますと、この間、消費税で国民から吸い上げた税額の約8割は、この30年間で大企業や富裕層に対する減税、その穴埋めに使われています。

今回もこの10%引き上げについては三党合意で決められていましたけれども、やはり国民のこの景気の状態を見ますと、今引き上げればさらに不景気が続くということから、2回にわたって実施を延期を

12月20日

してきました。今回、いよいよ三度三番目でいよいよやろうということなんですけれども、今国会論議を聞いていまして、議論をすればするだけ国民の反応は、今、安倍政権下では、消費税増税をすべきでない、すればまた景気がさらに悪化するんだという心配の声が広がっています。よって、私も長い間市会議員として務めさせていただいておりますけれども、やはり市民の暮らしを守ろうという時に国政の関係というのは非常に大事です。今回、消費税増税問題についても、国民の世論があったからこそ2回延期をしました。

今回、さらに私どもは、消費税10%増税を中止を求める今署名活動にも取り組んでおりますが、議会でも一般質問で取り上げましたように、大きな市民世論をつくって政治を動かしていく。国民の世論の力は運動の力で10%の増税を中止に追い込んでいきたいと、日本共産党は全国で頑張っています。

皆さんに申し上げたいのは、この豊後高田市議会18人に定数は減少されましたけれども、4年前の改正で6人の新しい議員さんが誕生いたしました。豊後高田の議会も随分私は変わってきたと思います。6人の議員は、概ね市民の声を取り上げて一般質問では頑張ってくれました。

私は特に感じるのは、この国の政治を変えるということで、議会運営委員会、土谷信也議員が委員長を務めて、私が副委員長です。土谷信也委員長の計らいもありまして、日本共産党の甲斐明美議員からこれまで提出されました、あの今問題になっておりますオスプレイを使った日出生台での日米共同訓練を中止をするという意見書案、それから今世界中で問題になっております核兵器を禁止するという条例、これが今回、国連総会で決まりましたが、日本の政府はこれに背を向けておりますけれども、日本の政府はこれに署名して批准せよという、それを求める意見書。

いずれも議員各位のご協力をいただきまして、大分県18市町村ありますけれども、県議会を含めましたら19の議会がありますが、豊後高田市議会が大分県では初めてこの2つの意見書を可決していただきまして、関係機関に送付をしていただき、全国的には平和を守るため、世界中から核兵器をなくすために、豊後高田市議会は安達隆議長の下で大きく今変わりつつあると。私はこの点では市会議員の皆さんも胸を張って誇り高く、これやったんだということで、この2回の意見書については、皆さんの活動

を私も評価しお礼を申し上げたいと思うんです。

今回、3回目の意見書なんですけど、先程甲斐明美議員からる説明がありましたように、これはやはり軽減税率というお話もありましたけども、軽減税率することによって、毎度新聞でごらんのように自民党の内部からもこれは何か問題ではないかという、ばらまきではないかという批判の声が上がるほど莫大な経費をつぎ込むんですよね。インボイスの問題も大変な問題です。市内の中小業者にとってはどうなるかと、不安がいっぱいですね。だから、本当に景気対策というならば、増税しないことが一番なんです。これは新聞の世論調査を見ましても、調査をするたびに、今安倍政権の下での消費税10%の増税反対の声が広がっております。だから、さらに広げるためにも、豊後高田市議会として関係各機関に消費税10%の増税中止を働きかける。この意見書を採択してもらって、議長名で働きかけていただきたいということで、議員各位にお願い申し上げます。慎重に審議をされまして、何とかこの意見書が可決されますように、私からもお願いを申し上げまして賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第5号を起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。意見書案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立少数であります。よって、意見書案第5号については否決されました。

○議長（安達 隆君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これをもちまして、平成30年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 安 達 かずみ

豊後高田市議会議員 中 尾 勉